

## 第14号議案

芦屋市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年2月21日提出

芦屋市長 山中 健

### 提案理由

市立芦屋病院の新病棟開設に伴う新規採用者数の見直し等に伴い、職員定数を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市職員定数条例の一部を改正する条例

芦屋市職員定数条例（昭和25年芦屋市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「220人」を「232人」に改め、同条第5号中「55人」を「44人」に改め、同条第11号中「1,061人」を「1,062人」に改める。

第3条第1項中「当該」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 任命権者は、他の任命権者と合議の上、職員を定数内において併任させることができる。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

## 参 照

### 芦屋市職員定数条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

市立芦屋病院の新病棟開設に伴う新規採用者数の見直し等に伴い，職員定数を改めるため，この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

- (1) 市立芦屋病院の職員の定数を232人（現行は，220人）に，教育委員会の事務部局の職員の定数を44人（現行は，55人）に改め，本市の職員の定数を1,062人（現行は，1,061人）とする。（第2条関係）

- (2) その他規定の整理

#### 3 施行期日

平成24年4月1日